

平成28年度第3回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成28年11月21日（月） 開会 午後3時30分

閉会 午後3時57分

2. 場所 富津市役所 2階 第2委員会室

3. 出席委員

渡 辺 務 （市議会議員）

白 石 良 造 （被保険者）

小 泉 定 男 （被保険者）

榎 本 栄 子 （被保険者）

小 林 美奈子 （被保険者）

原 田 則 雄 （学識経験者）

井 戸 義 信 （福祉関係者）

小 柴 貞 雄 （福祉関係者）

今 木 康 之 （サービス事業者）

亀卦川 明 （サービス事業者）

4. 欠席委員

三 枝 奈芳紀 （保健医療関係者）

熊 切 篤 （保健医療関係者）

大 塚 坦 造 （保健医療関係者）

古 堀 真由美 （サービス事業者）

藤 野 勉 （サービス事業者）

5. 議件

（1）議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

（2）議案第2号 地域密着型通所介護の基準の策定について

6. 報告

（1）報告第1号 地域包括支援センター運営業務受託法人公募の受付状況について

7. 事務局職員

高橋市長、磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長、小泉介護福祉係長

大川高齢者支援係長、山田主任主事、真板主事、大田主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成28年度第3回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成28年11月21日（月） 午後3時30分～午後3時57分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	1 議件 （1）議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について （2）議案第2号 地域密着型通所介護の基準の策定について 2 報告 （1）報告第1号 地域包括支援センター運営業務受託法人公募の受付状況について
5 出席者	【委員】 渡辺 務、白石 良造、小泉 定男、榎本 栄子 小林 美奈子、原田 則雄、井戸 義信、小柴 貞雄 今木 康之、亀卦川 明 【市長】 高橋 恭市 【事務局】 磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長 小泉介護福祉係長、大川高齢者支援係長 山田主任主事、真板主事、大田主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員2人）
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

平成28年度第3回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
小泉係長	開会（15：30） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。副会長につきましては、少し遅れる旨連絡いただいております。 本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。 本日、今現在9名の方に出席いただいております、委員定数15名の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。 なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。 はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長からごあいさつをお願いします。
渡辺会長	皆さん改めましてこんにちは。 委員の皆様には、お忙しい中、第3回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 さて、介護保険制度は度重なる改正により、被保険者や介護保険事業者はもとより、我々介護保険運営協議会を含めて、介護保険に携わる担当部署にあつては、改正の主旨をどう捉えるのかという事が重要になっていると思います。 最近では、一時は市町村事業への移行が検討された生活援助について、移行の見送りが検討され、福祉用具貸与については、価格に上限を設けるとの検討がなされているところだそうです。 いずれも、膨らみ続ける介護給付費の抑制のための検討ではありますが、富津市においては、生活援助を含め各種介護サービスの提供が、被保険者1人1人にとって必要なサービスであるか否か、これを適正に判断していくべきだと考えております。 このような状況の中、担当課はもとより、本運営協議会の果たすべき役割も重大であると認識しているところであります。

小泉係長 高橋市長	さて、本日の会議内容につきましては、お手元の会議次第のとおり、指定地域密着型サービス事業者の指定更新についてなど、2議案と、地域包括支援センター運營業務受託法人公募の受付状況についての報告事項1件でございます。 各議案等について、皆様の忌憚のない御意見等をいただきますよう、お願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。次に、市長あいさつでございます。 本日は、お忙しい中、平成28年度第3回富津市介護保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から本市の介護福祉行政に対しまして、御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げます次第であります。 さて、国においては、去る10月12日開催の社会保障審議会介護保険部会において、要介護度が低い、軽度者に対する訪問介護の生活援助サービスの給付の見直しや、高額福祉用具の適正化を論点として提示し、自治体の意見も聞きながら詰めるものとされております。 また、富津市における適正化事業につきましては、介護給付の適正化のため、介護事業者の皆様方に、御理解と御協力を賜りながら、今後も積極的に展開をしてまいりたいと考えております。 本市におきましては、来年4月1日からの総合事業への移行開始、及び総合事業移行後の様々なサービスの構築に向け、各事業の体制等の準備を進めているところであります。 このような状況の中、委員の皆様方をはじめ、医療関係の方々、介護保険事業者の皆さん、地域住民の方々など、多くの皆様方の御理解と御協力を賜りながら、高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを実現するために、今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、皆様方のなお一層の御支援と御協力をいただけるよう、お願いを申し上げます。 さて、本日の会議内容につきましては、会議次第のとおり、2議案と報告
----------------------	--

	事項１件でございます。 よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、市長につきましては、所用によりまして退席をさせていただきたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
小泉係長	
高橋市長	よろしくお願いいたします。
小泉係長	続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第５条の３第１項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を、渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。
渡辺委員	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、私から、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。 亀卦川委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。 議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」を議題といたします。 なお、本議案については、平成２８年１０月２７日付けで富津市長から諮問のありました議案でございます。
山田主任主事	事務局の説明を求めます。
渡辺会長	はい、議長。 山田主任主事。
山田主任主事	議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」ご説明申し上げます。 本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第７８条の２に規定されており、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。」とされておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いしておるところです。 資料の１ページをご覧ください。 この度、株式会社萬燈舎代表取締役長門勉より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第３条の３に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。

	具体的には、指定地域密着型通所介護事業所である、デイサロン燈、こちらの場所としては、天羽養護老人ホームと道を挟んで向かいに所在する事業所ではありますが、こちらに係る指定の有効期間が平成 29 年 1 月 31 日をもって満了となることから、平成 29 年 2 月 1 日からの指定更新を受けようとするものです。 資料の 2 ページ・3 ページをお開きください。 事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものが、この表でございます。 右端のチェック欄が、2 列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表しており、○は指定基準に適合していることを表しています。 提出された書類の確認と、介護福祉課職員によります事業所の現地確認を平成 28 年 10 月 24 日に実施したところ、いずれも、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）に規定する、事業所が遵守すべき基準に全て適合していることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。 以上で、議案第 1 号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
渡辺会長	事務局の説明は終わりました。 事務局の説明によると、介護福祉課の職員の現地確認、及び提出された書類を確認したところ、事業者が遵守すべき基準を全て満たしているとのことでした。
今木委員	委員の皆さん、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。
渡辺会長	はい、議長。
今木委員	今木委員。
	機能訓練指導員を 1 名以上確保することとされておりますが、機能訓練指導員の要件は作業療法士、理学療法士等あろうかと思います。 こちらの法人の場合は、専従・非常勤の方が 1 名配置されているようですが、この方が有する資格要件を確認したいのですが。
山田主任主事	はい、議長。

渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	ただ今、今木委員がおっしゃられたとおり、機能訓練指導員として必要な資格要件がございますが、本事業所においては、作業療法士の資格を有する者が配置されております。
今木委員	ありがとうございます。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございませんか。
小林委員	はい、議長。
渡辺会長	小林委員。
小林委員	資料2ページの人員に関する基準チェック表のちょうど中段あたり、介護職員が必要数確保されているかというところにおいて、数式が表示されておりますが、こちらの事業所の利用定員 13 人を数式に当てはめると、どのように計算するものか、ご説明いただきたい。併せて 2.65 時間とあるが、この単位は時間でよろしいのでしょうか、教えていただきたいと思います。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	人員に関する基準のうち、介護職員を確保しなければならない数については、利用定員の数により異なり、表に記載の計算式により必要数を求めるものですが、本件のように利用定員が 15 人を下回る場合、括弧内は 0 として計算いただき、つまり 1 以上確保する必要があるものです。 地域密着型通所介護の利用定員の最大は 18 人ですが、この場合には、本計算式により 1.6 人以上確保する必要があるものです。 本事業所においては、利用定員 13 名であるため、介護職員を 1 以上確保する必要があるところ、これを上回る 2.65 人分の人員配置をしているということになります。 なお、チェック欄の単位が時間と記載してございますが、これはご指摘のとおり、誤りでございますので修正願います。大変申し訳ございません。
小林委員	わかりました。ありがとうございます。
渡辺会長	他にご質疑等ございませんでしょうか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。

渡辺会長	皆さんのご意見如何でしょうか、本議案「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申でよろしいでしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり…… 異議なしと認めます。それでは、議案第1号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申といたします。 この答申書の文面につきましては、私に一任いただければと思いますが、如何でしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、そのように取り扱わせていただきます。 続きまして、議案第2号「地域密着型通所介護の基準の策定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	議案第2号「地域密着型通所介護の基準の策定について」ご説明申し上げます。 資料の4ページをお開き下さい。 本議案の基準の策定につきましては、前回の運営協議会において、ご審議いただき、平成28年10月3日から同月21日までの期間、意見募集、パブリックコメントを実施したところでございます。 パブリックコメントの結果ですけれども、本件に係る意見はありませんでしたので、このことから、前回もご説明申し上げましたとおり、国が示す、人員、設備及び運営に関する基準が、従うべき基準である場合はもちろん、参酌すべき基準にあっても、国の基準を上回る又は異なる内容を定める特別な事情が認められないことから、国の基準どおり定めようと考えているところです。 簡単ではありますが、以上で、議案第2号「地域密着型通所介護の基準の策定について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

渡辺会長	事務局の説明は終わりましたが、皆さんの中で、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
渡辺会長	一つだけお伺いいたします。
	パブリックコメントは、インターネット上で募集したのでしょうか。
坂本課長	はい、議長。
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	方法といたしましては、市のホームページに合わせて、介護福祉課窓口及び天羽行政センター窓口において、紙面により行っております。
	また、周知につきましては、広報でもお知らせいたしました。
渡辺会長	はい、わかりました。
	そこで、結果として、ご意見が無かったということですが、皆さんご意見等ございませんか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第2号「地域密着型通所介護の基準の策定について」の審議を終了いたします。
	続きまして、報告第1号「地域包括支援センター運営業務受託法人公募の受付状況について」事務局の説明を求めます。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	大川係長。
大川係長	報告第1号、平成29年度から委託する地域包括支援センターの運営業務委託法人の公募状況についてご報告いたします。
	本報告につきまして、資料の添付はしてございません。
	本年9月30日に公募説明会を開催いたしましたところ、4法人の参加がございました。
	その後、10月21日から11月18日までを応募の受付期間としておりましたが、説明会に参加した4法人のうち、3法人から応募の申込があり、応募圏域も3つの日常生活圏域それぞれにございました。
	今後は、今月28日に応募の申し込みがあった法人の提案審査を実施し、来月上旬にセンター運営業務の受託候補法人を選定する予定となっております。

渡辺会長	以上で、地域包括支援センターの運営業務受託法人の公募状況についての報告を終わります。 事務局の説明は終わりましたが、ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。 今、今後の予定についてもお話いただきました。12月上旬に選定をして、その後、次年度に向けて準備をしていくということですが、皆さんよろしいですか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第1号「地域包括支援センター運営業務受託法人公募の受付状況について」の報告を終了いたします。 以上で、本日の審議は全て終了しました。 事務局から「その他」で何かありますか。
坂本課長	はい、議長。
大川係長	坂本課長。
坂本課長	その他ということで、大川係長より1件申し上げさせていただきます。
渡辺会長	それでは、大川係長どうぞ。
大川係長	10月1日付けで配置いたしました、生活支援コーディネーターにつきまして、ご報告させていただきます。 生活支援コーディネーターの配置は、市町村が実施する生活支援体制整備事業として、平成27年に改正した介護保険法に位置づけられており、平成30年4月には、全市町村で実施することが義務付けられています。 この生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住みなれた地域で、生きがいを持って在宅生活を継続するために必要となる、多様な主体による、多様な生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築するため、本市では日常生活圏域毎に配置します。 具体的に申し上げますと、今後市が、総合事業移行後の訪問型サービスや、通所型サービス等を実施していくにあたって、地域の生活支援ニーズはどうか、また、現在こういったサービス等の社会資源があるのかを把握すること、そして、サービスを提供する事業者等のネットワーク作りをすることを担っていただきます。

	この生活支援コーディネーターは、日常生活圏域毎に配置するため、地域包括支援センターと連携、協力をしていく必要があることから、現在地域包括支援センターの運営を委託している法人と、生活支援コーディネーター業務委託契約を締結し、各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを1人以上置くこととしています。 現在、生活支援コーディネーター養成研修を受講した者が5人おり、年内には、8人となる予定であります。 今後、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが把握した地域ニーズや社会資源を基に、市の介護予防・日常生活支援総合事業として実施するかについて、生活支援介護予防サービスの提供体制整備のための協議体において検討していただくこととしております。 以上で、10月1日付けで配置いたしました、生活支援コーディネーターについてのご報告を終わります。
渡辺会長	はい、ありがとうございます。
坂本課長	今の説明で、何かわからない点や、ご質問等あればお願いします。 特に資料等も用意してございませんで、口頭での説明になってしまい、少しわかりにくくなってしまったかもしれませんが、コーディネーターという名称となっており、地域資源を探してもらったりですとか、生活圏域の中で重要な役割の方というように認識していただければと思います。
渡辺会長	はい。皆さんよろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、平成28年度第3回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。 長時間にわたり、大変お疲れ様でした。 閉会（15：57）